

二 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）</p> <p>第九十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資顧問契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資顧問契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 当該金融商品取引契約に法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下「契約締結時交付書面」という。）を受領した日（当該契約締結時交付書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日）から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引</p>	<p>（投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）</p> <p>第九十五条 〔同上〕</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 当該金融商品取引契約に法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する法第三十七条の四第一項に規定する書面（以下「契約締結時交付書面」という。）を受領した日（当該契約締結時交付書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日）から起算して十日を経過するまでの間、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができ</p>

契約の解除を行うことができる旨

「イ・ロ 略」

六 次のイ又はロに掲げるものにより行う法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除は、当該イ又はロに定める時に、その効力を生ずる旨

イ 書面 当該書面を発した時

ロ 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を送付した時

「七〇九 略」

「二・三 略」

(解除までの期間に相当する対価の額)

第一百五十五条 法第三十七条の六第三項に規定する内閣府令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除がその効力を生ずる時(以下この項において「解除時」という。)までに投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合 投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

「二・三 略」

2 「略」

(業務に関する帳簿書類)

る旨

「イ・ロ 同上」

六 法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除は、金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じる旨

「七〇九 同上」

「二・三 同上」

(解除までの期間に相当する対価の額)

第一百五十五条 「同上」

一 法第三十七条の六第二項に規定する時(以下この項において「解除時」という。)までに投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合 投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

「二・三 同上」

2 「同上」

(業務に関する帳簿書類)

<p>第百五十七條 法第四十六條の二の規定により金融商品取引業者（第 一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。） が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇十五の二 略」</p> <p>十六 投資助言・代理業を行う者であるときは、次に掲げるもの 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 法第三十七條の六第一項の規定による金融商品取引契約の解 除があつた場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の 書面又は電磁的記録による通知に係る記録</p> <p>ニ 「略」</p> <p>「十七・十八 略」</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>第百五十七條 「同上」</p> <p>「一〇十五の二 同上」</p> <p>十六 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 法第三十七條の六第一項の規定による金融商品取引契約の解 除があつた場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の 書面</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「十七・十八 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。